



## 自治基本条例を制定しました。

参加と協働を通じて  
市民自治のまちづくりを進めます。

### 【自治基本条例を制定する背景・趣旨】

地方分権が推進される中で、市において、地域の課題を地域で考える「自己決定」と「自己責任」に基づいた市政運営が求められています。また、少子高齢・人口減少社会の到来や市民ニーズの多様化などにより社会環境は大きく変化し、これまでの市政のあり方では、さまざまな課題に対応することが難しくなっています。

こうした時代背景を踏まえて、市では、市民をはじめ、多様な主体が担い手となり、地域の課題に取り組んでいく市政の仕組みが必要と考え、平成 18 年度から自治に関する基本的な原理やルールを定めた自治基本条例づくりに取り組んできました。

小平市自治基本条例は、平成 21 年 12 月の市議会定例会で可決され、同月 22 日から施行されました。この条例には、市における自治の基本理念や、自治の担い手の権利、責務、さらには市政運営の仕組みなどが定められています。今後、この条例を市民・市議会・執行機関が共有し、活用することで、よりいっそうの市民自治のまちづくりを進めていきます。

### 【条例の内容】

条例は、前文ならびに 11 の章、39 の条文で構成されています。市の自治に関して、基本となる考え方、自治の担い手である市民・市議会・執行機関の役割、参加・協働のあり方、コミュニティ活動、市民投票制度などについて定めています。

この条例の目的は、情報共有を進め、市政運営に参加する機会を拡充し、コミュニティ活動を促進していくことなどにより、多くの市民が今まで以上に多様な方法で地域のさまざまな課題解決にかかわり、みずからの経験や能力を発揮し、生かすことができる市民自治のまちづくりを進めていくことです。

問 合 せ：小平市企画政策部自治基本条例担当  
…… 042(341)1211 [代表]  
広報協力：武蔵野美術大学視覚伝達デザイン学科

# 小平市自治基本条例

### 前文

- 第 1 章 総則（第 1 条―第 3 条）
- 第 2 章 市民等（第 4 条―第 9 条）
- 第 3 章 参加及び協働（第 10 条―第 13 条）
- 第 4 章 市民投票制度（第 14 条）
- 第 5 章 コミュニティ活動（第 15 条・第 16 条）
- 第 6 章 議会（第 17 条―第 19 条）
- 第 7 章 市長等（第 20 条―第 22 条）
- 第 8 章 行財政運営（第 23 条―第 32 条）
- 第 9 章 国、都等との関係（第 33 条―第 36 条）
- 第 10 章 条例の位置付け及び見直し（第 37 条・第 38 条）
- 第 11 章 補則（第 39 条）

### 附則

### 前文

【説明】前文では、条例の制定趣旨と基本的な考え方について述べています。また、市の地域性や将来に向けてどのようなまちを目指すのかについて明らかにし、小平市の自治の規範として、この条例を制定することを宣言しています。

私たちは、自治の主体、担い手となる市民の決意を宣言するという意味で「私たち」として、市民を主語にした表現を用いています。

私たちは、先人が開き、長年培ってきたこのまちの水と緑豊かな環境や文化を守り、持続可能なまちをつくり、次世代へ手渡したいと願っています。

私たちは、互いの人権を尊重し、違いを認め合い、いのちを大切にすることをはぐくみ、平和の実現に尽くします。

私たちは、暮らしと仕事と学びそして文化の調和のとれた豊かな地域社会を築き、住むことが誇りに思えるまち「こいだいら」を目指します。

そのために私たちは、市政を議会及び市長に信託するとともに、参加や協働を通じて、市民自治のまちづくりを進めます。

今ここに私たちは、小平市の自治の基本理念と進め方を明らかにする規範として、この条例を定めます。



# 第1章 総則

【説明】第1章では、この条例全体に渡る基本的な事項として、条例の目的、基本理念、条例で使う重要な用語の定義などについて規定しています。

## (目的)

【第1条】 この条例は、小平市の自治の基本理念並びに市民、議会、市長等の在り方及び市政に関する基本的な事項を定めることにより、自治の実現を図ることを目的とする。

## (自治の基本理念及びその実現)

【第2条】 市民は、市政を議会及び市長に信託するとともに、互いに協力して積極的なまちづくりに取り組むものとする。

2 議会及び市長は、市民の信託にこたえ、公正かつ誠実に市政を運営するものとする。

3 市民、議会、市長等は、情報共有、参加及び協働を基本的な指針として前2項に掲げる自治の基本理念を実現するものとする。

【第3条】 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 市民 小平市の区域内（以下「市内」という。）に住所を有する個人をいう。

(2) 市民等 市民並びに市内で働き、学び、又は活動する個人（市民を除く。）及び市内で活動する法人その他の団体をいう。

## 第2章 市民等

【説明】第2章では、小平市の自治を進めていく担い手となる市民等の基本的な権利や義務などについて規定しています。

(行政サービスを受ける権利及び負担の義務)

【第4条】 市民及び市内に事務所又は事業所を有する法人その他の団体は、法令又は条例の定めるところにより、行政サービスを受ける権利を有し、及び市政の運営に要する費用を租税等により負担する義務を負う。

(市政に参加する権利)

【第5条】 市民及び市内に事務所又は事業所を有する法人その他の団体は、市政に参加する権利を有する。

2 市民等（前項に掲げる者を除く。）は、同項に掲げる者に準じ、市政に参加をすることができる。

【第6条】 市民等は、市政に関する情報を知る権利を有する。

(まちづくり活動の自由)

【第7条】 市民等は、まちづくり活動を自由に行うことができる。

2 市民等は、まちづくり活動を行うに当たり、互いの意見及び行動を尊重するものとする。

(男女共同参画社会の形成の推進)

【第8条】 市民等及び市は、男女平等を基本とする男女共同参画社会の形成を推進するものとする。

(法人等の社会的責任)

【第9条】 市内で活動する法人その他の団体は、業務の適正かつ適切な遂行、地域社会との調和、環境への配慮その他の社会的責任を十分に自覚し、その立場において当該責任を果たすよう努めなければならない。

## 第3章 参加及び協働

【説明】第3章では、参加に関する制度

【第10条】 執行機関は、次に掲げる事項を行う場合は、参加をする機会を保障するものとする。

(1) 長期総合計画又は個別分野における施策の基本的な事項を定める計画の策定又は変更

(2) 義務を課し、又は権利を制限する内容を有する条例の制定又は改廃に係る案の作成

(3) 市民生活に重大な影響を及ぼす施策又は制度の導入又は改廃

(4) 重要な市の施設の設定又は廃止

(5) 前各号に準ずる事項であつて別に定めるもの

2 前項各号に掲げる事項のうち、内容が軽微なもの、緊急を要するもの、法令に基づく事項で市の裁量の余地がないもの、租税に関するもの等については、同項の規定は、適用しない。

3 執行機関は、第1項各号に掲げる事項について、審議会等の委員の公募、公聴会の開催、意見の公募、提案の受付その他の適当な方法により、参加をする機会を保障するものとする。

4 執行機関は、意見の公募又は提案の受付により聴取した意見等について、十分に考慮し、誠実に処理するものとする。

(参加における配慮)

【第11条】 執行機関は、高齢者、障害者及び子どもをはじめ市民の誰もが、それぞれの立場に応じて容易に市政に参加することができるよう工夫し、及び配慮するものとする。

(協働)

【第12条】 市民等及び執行機関は、地域の様々な課題の解決に向けて協働をすることができ。

2 市民等及び執行機関は、協働に当たり、対等の立場で十分に協議し、その必要な理由及び条件を明確にして合意を行うものとする。

(協働の推進の基盤づくり)

【第13条】 執行機関は、協働を推進するため、活動の機会及び場所の提供、人材の育成、情報の収集及び提供その他の基盤づくりに努めるものとする。

## 第4章 市民投票制度

【説明】第4章では、市民の生活に重大な影響を及ぼすような個別の事案について、市民意思を直接反映することを目的とし、現行制度である間接民主制を補完するものとして市民投票制度について規定しています。

【第14条】 市は、市政に関する重要な事項について、市民、議会又は市長の発意に基づき、市民の意思を直接確認するため、市民による投票（以下「市民投票」という。）を実施することができる。

2 市は、市民投票が実施された場合は、その結果を尊重しなければならない。

## 第5章 コミュニティ活動

【説明】第5章では、自治会や市民活動団体などの、個々の市民では解決できない地域のさまざまな課題を解決する活動をコミュニティ活動と位置づけています。また、コミュニティ活動は、市民等の自主性、自立性が尊重されるべきであることを規定しています。

(コミュニティ活動)

【第15条】 市民等は、市内のそれぞれの地域において住みよい地域社会を築くことを目的として、当該地域を基盤とする、又は当該目的のために活動する組織又は集団によるまちづくり活動（以下「コミュニティ活動」という。）を行うことができる。

(コミュニティ活動への支援)

【第16条】 市は、コミュニティ活動の役割及び自主性を尊重し、必要な支援を行うものとする。

## 第6章 議会

【説明】第6章では、市民の信託に基づ

く市議会の基本原則と義務、市議会議員の責務について規定しています。

## (議会運営の基本原則)

【第17条】 議会は、市の議事機関として、市民に開かれ、市民に分かりやすい、及び市民から信頼されるよう、議会を運営することを基本とする。

(議会の責務)

【第18条】 議会は、小平市にふさわしい条例の制定等に努めるとともに、市政が適正に運営されているかについて、市民の視点で監視し、及びけん制する役割に努めるものとする。

2 議会は、議決等を行うに当たり、十分な審議に努めるものとする。

3 議会は、会議の公開及び情報の提供を行うことにより、市民と情報の共有を図り、市民に説明責任を果たすよう努めるものとする。

(議員の責務)

【第19条】 議員は、公職者としての責任を自覚し、その職務を果たすよう努めるものとする。

2 議員は、市民の意思に配慮した政策の提言及び立案に努めるものとする。

## 第7章 市長等

【説明】第7章では、前章の市議会とともに、市民の信託に基づく市長をはじめとする、執行機関の役割と責務及び補助機関としての職員の責務について規定しています。

(市長以外の執行機関の責務)

【第21条】 市長以外の執行機関は、市長の所轄の下に、互いに連絡を図り、すべて一体として、市民本位の市政を推進しなければならない。

(職員の責務)

【第22条】 職員は、市民のために公正かつ誠実に職務を遂行し、市民の信頼にこたえ、市民本位の市政を推進しなければならない。

2 職員は、職務の遂行に必要な知識の習得及び能力の向上に努めなければならない。

## 第8章 行財政運営

【説明】第8章では、行財政運営の基本原則をはじめ、市民本位の市政を進めるための基本的な事項について規定しています。

(行財政運営の基本原則)

【第23条】 市は、市民の福祉の増進を図るため、市民の意思を的確にとらえ、民主的かつ効率的に行財政を運営することを基本とする。

(長期総合計画)

【第24条】 市は、小平市の将来像を示す長期総合計画を定め、これに即して総合的かつ計画的に市政を運営しなければならない。

(組織及び人事)

【第25条】 市は、効率的かつ機能的で社会情勢の変化等に柔軟に対応することができる内部組織を編成するものとする。

2 市は、その内部組織が政策の企画立案及び実施に当たり、先見性及び創造性を発揮できるように、職員の採用及び能力の向上に取り組むものとする。

(情報共有)

【第26条】 市は、その保有する市政に関する情報を市民等と共有することができるよう、情報公開の総合的な推進に努めるものとする。

2 市は、その保有する市政に関する情報を積極的に、分かりやすく、かつ、入手しやすい方法で市民等に提供できるよう努めるものとする。

3 市は、その保有する市政に関する情報について公開請求を受けたときは、適正かつ迅速に処理しなければならない。

## 第9章 国、都等との関係

【説明】第9章では、小平市と国、都及び近隣市との連携、協力等の広域的な課題の基本的な考え方について規定しています。

(国及び都との関係)

【第33条】 市は、国及び東京都と適切な関係を保ち、基礎自治体としての充実及び発展を図るために必要な制度、政策等の改善について両者と協力して行うよう努めるものとする。

(他の地方公共団体との関係)

【第34条】 市は、共通する課題を解決するため、他の地方公共団体と互いに連携し、及び協力するよう努めるものとする。

(災害等に対する連携及び協力)

【第35条】 市は、市民等の生命、身体又は財産を災害等から守るため、災害等の防止及び発生時の対応に関し、市民等、関係行政機関、事業所等と連携し、及び協力するよう努めるものとする。

(国際的な関係)

【第36条】 市は、人類が共通して直面する環境問題その他の国際的な課題が地域の課題と深くかかわっていることを認識し、国際社会の一員としてその解決に取り組むよう努めるものとする。

## 第10章 条例の位置付けと見直し

【説明】第10章では、この条例の位置付けと必要に応じて見直しをすることについて規定しています。

(条例の位置付け)

【第37条】 この条例は、小平市の自治の基本理念と進め方を定めるものであり、他の条例、規則等の制定又は改廃に当たっては、この条例の趣旨を尊重し、この条例との整合を図るものとする。

(条例の見直し)

【第38条】 市は、社会情勢の変化等に対応するため、適切にこの条例を見直すものとする。

## 第11章 補則

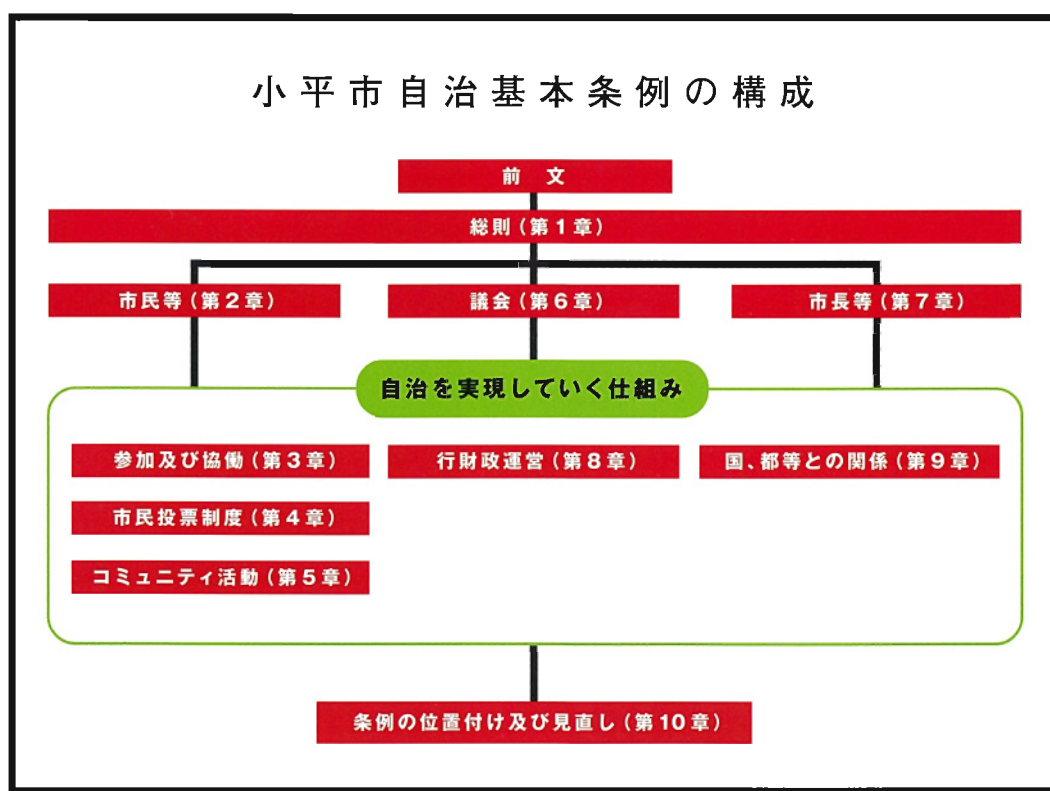
【第39条】 この条例の施行に必要な事項は、別に定める。

この条例は、公布の日から施行する。

## 附則

この条例は、公布の日から施行する。

## 小平市自治基本条例の構成



## 第9章 国、都等との関係

【説明】第9章では、小平市と国、都及び近隣市との連携、協力等の広域的な課題の基本的な考え方について規定しています。

## (国及び都との関係)

【第33条】 市は、国及び東京都と適切な関係を保ち、基礎自治体としての充実及び発展を図るために必要な制度、政策等の改善について両者と協力して行うよう努めるものとする。

## (他の地方公共団体との関係)

【第34条】 市は、共通する課題を解決するため、他の地方公共団体と互いに連携し、及び協力するよう努めるものとする。

## (災害等に対する連携及び協力)

【第35条】 市は、市民等の生命、身体又は財産を災害等から守るため、災害等の防止及び発生時の対応に関し、市民等、関係行政機関、事業所等と連携し、及び協力するよう努めるものとする。

## (国際的な関係)

【第36条】 市は、人類が共通して直面する環境問題その他の国際的な課題が地域の課題と深くかかわっていることを認識し、国際社会の一員としてその解決に取り組むよう努めるものとする。

## 第10章 条例の位置付けと見直し

【説明】第10章では、この条例の位置付けと必要に応じて見直しをすることについて規定しています。

## (条例の位置付け)

【第37条】 この条例は、小平市の自治の基本理念と進め方を定めるものであり、他の条例、規則等の制定又は改廃に当たっては、この条例の趣旨を尊重し、この条例との整合を図るものとする。

## (条例の見直し)

【第38条】 市は、社会情勢の変化等に対応するため、適切にこの条例を見直すものとする。

## 第11章 補則

【第39条】 この条例の施行に必要な事項は、別に定める。

この条例は、公布の日から施行する。

## 附則

この条例は、公布の日から施行する。